

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の 見直しに関する意見について

## 公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

全国産業廃棄物連合会は、循環型社会の実現に向けて、廃棄物処理法に関する要望を行うとともに、人材育成の強化及び安全衛生の向上に努め、2030 年度の低炭素化目標の検討を行う。

### －産業廃棄物についての要望項目－

- 1 業の許可等に関する要望
- 2 施設の許可等に関する要望
- 3 区分及び品目分類等に関する要望
- 4 再生利用の促進に関する要望
- 5 排出事業者責任の強化に関する要望
- 6 処理業者の資質向上への支援に関する要望
- 7 地方ルールに関する要望
- 8 その他の関連法令に対する要望

### －意見書取りまとめの経緯－

- 平成 26 年 8 月から論点整理に着手
- 平成 27 年 4 月から意見書の検討開始
- 事業者の声を汲み上げるとともに、都道府県協会の意見を集約
- この結果、廃棄物処理法のほか、関連法令をあわせ、法律、政省令、通知にわたる意見書を取りまとめ
- 平成 28 年 3 月 31 日に環境省へ提出

# 1 業の許可等に関する要望（意見書3～9頁）

## 1-1 許可申請手続き等の一層の合理化・効率化 【要望事項 1～4】

産業廃棄物処理業の許可権を有する 115 都道府県等ごとに、許可申請手続きに係る書類様式がそれぞれ異なる場合があり、申請者はこれら異なる書類様式に対応するために煩雑な事務処理を行わなければならない。そこで、不合理に異なる書類様式(添付書類を含む。)は全国统一の様式にしていただきたい。

## 1-2 優良産廃処理業者の優遇措置の拡充等 【要望事項 5～7】

優良認定業者については、保管や再委託、処理施設の更新等に係る規制を緩和するなどの優遇措置を拡充していただきたい。一方、特定不利益処分を受けた優良認定業者に対してはその認定を速やかに取り消す措置を創設するなど、優良認定制度の普及促進とともに信頼性の向上に資する見直しを図っていただきたい。

## 1-3 欠格要件の見直し 【要望事項 8～9】

廃棄物処理業務に関連する事案かどうかにかかわらず、一律に許可を取り消す現行の欠格要件は、法人の役員だけでなく大口株主や大口出資者も含む欠格対象の範囲の広さとあいまって、業界及び事業者の適正な発展を阻害する要因との懸念がある。このため、廃棄物処理法を含む環境法令違反は論外としても、廃棄物処理業務に関連しない事案によって欠格となった役員で、一定期間内に当該役員が辞任あるいは当該役員を解任した法人については、その法人の許可が存続できるようにしていただきたい。また、法人によるコントロールが及びにくい株主や出資者を、単に「大口であるから」との理由だけで欠格要件の対象とする制度の運用は見直しをお願いしたい。

## 1-4 「選別」の業の行為としての明確化 【要望事項 10】

「選別」は資源物と非資源物を仕分けるという重要な役割を担っているにもかかわらず、業としての位置づけが与えられていないことから、資源循環の事業に支障をきたすおそれを指摘する声がある。そこで、資源循環の促進を図るため、破碎等の中間処理施設における「選別」を業として法定化していただきたい。

## 1-5 保管に関する規制の見直し 【要望事項 11】

廃棄物の保管に係る現行の規制は、需要の増減等の市場動向に影響されるリサイクル等の事業に対応するものとなっていない。そこで、一定の要件のもと、再生品の材料等となる廃棄物については、保管量の上限規制を緩和するなどの措置を講じていただきたい。

## 1-6 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の見直し 【要望事項 12】

環境省の「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に示されているマニフェスト制度の点検を同省において実施し、例えば電子マニフェストの登録の期限を、現行の「産業廃棄物を収集・運搬業者または処分業者に引き渡してから 3 日以内」から「引渡した日の翌日」に短縮するとともに、利用事業者の営業状況を考慮し、登録等の期限には祝休日を含めないこととしていただきたい。また、適正処理確保の観点から、電子マニフェストの登録義務を委託基化するようお願いしたい(関連:【要望事項 23】紙マニフェストの交付義務の委託基準化)。

## 2 施設の許可等に関する要望（意見書9～10頁）

### 2-1 施設の設置に係る許可申請手続きの合理化 【要望事項 13】

処理施設の設置許可において、例えば従来施設の処理能力等と同等の新施設への入れ替え、または従来施設と比べて環境保全上優れた新施設への入れ替えであっても、従来施設と新施設がまったく同じ型番でなければ新規設置の許可手続きが必要とされるケースがある。さらにメーカーがその型番を廃止しており、その型番の製品の在庫すらない状況があることも勘案すると、このような規制手法のあり方は合理的であるとは言えない。

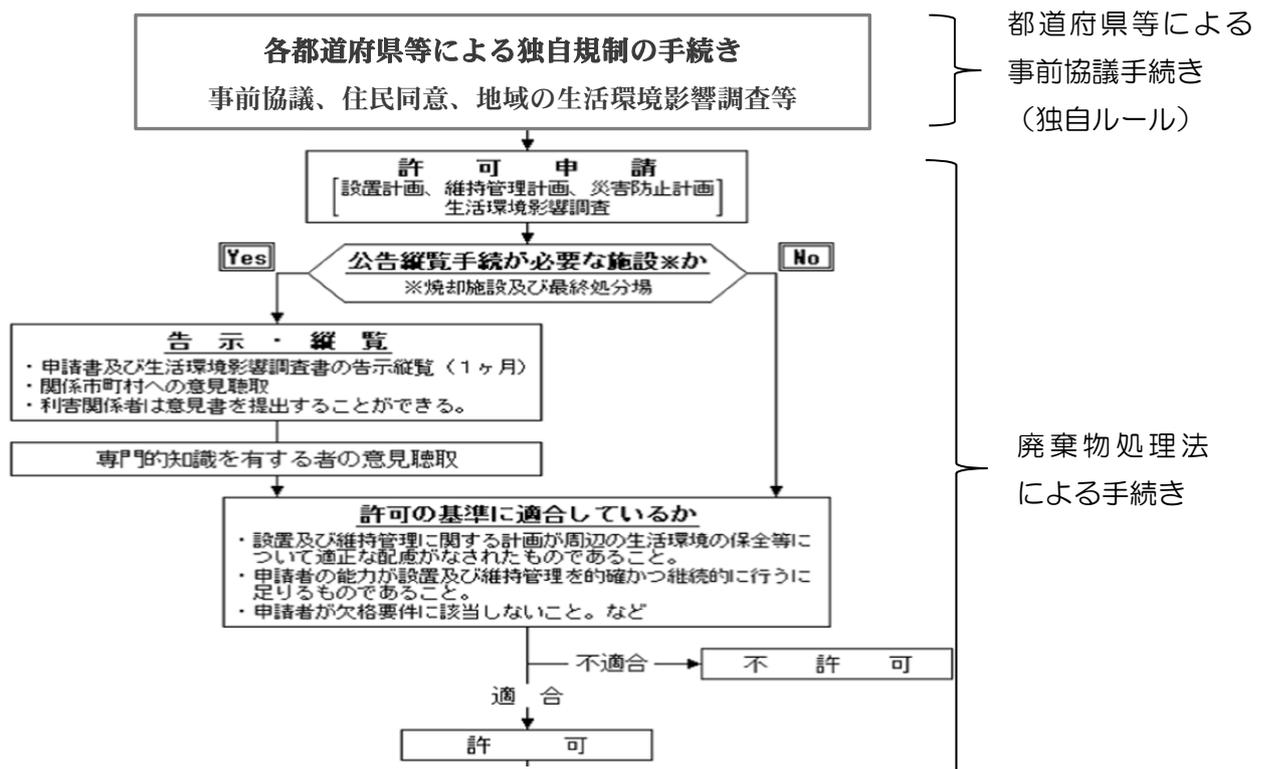
そこで、従来施設に比べ、環境負荷の低減が可能な施設や、処理能力が同等以下の施設等への入れ替えについては、当該施設の設置許可手続き（事前協議、生活環境影響調査、住民説明等）を軽減していただき、加えて建築基準法の規制緩和をお願いしたい。

また、焼却施設や最終処分場の設置には必須の手続きである専門的知識を有する者の意見聴取がなかなか開催されず、処理業者においては事業の円滑な進行に支障が出ることを懸念する声があることから、施設の設置手続き期間の短縮を図っていただきたい。

### 2-2 移動式がれき類等破碎施設の設置等に係る許可 【要望事項 14】

移動式がれき類等破碎施設の設置において、排出事業者に政令附則において「当分の間施設設置許可を不要」とする合理的な理由はなく、処理業者と同様に排出事業者にも設置許可の取得を義務付けるべきである。

参考：産業廃棄物処理施設設置許可手続の代表的な流れ



### 3 区分及び品目分類等に関する要望 (意見書 10～12 頁)

#### 3-1 産業廃棄物種類の該当性に係る判断の統一化 【要望事項 15】

同一品目の産業廃棄物種類の該当性に係る判断が都道府県等によって異なるケースがあるため、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の運用等に苦勞しているとの声がある。同一品目であれば、全国どこでも同一の判断となるよう措置していただきたい。

該当性判断が異なる例

品 目	都道府県等の該当性判断
廃活性炭	A 県 「燃え殻」
	B 県 「ばいじん」
	C 県 「汚泥」

#### 3-2 特別管理産業廃棄物の限定措置の撤廃 【要望事項 16】

排出元等を限定している現在の特別管理産業廃棄物制度では、例えば同程度の有害物質を含む廃棄物であっても、排出元等の違いによって特別管理産業廃棄物に該当したり該当しなかったりする。

一方、法令上は特別管理産業廃棄物ではない産業廃棄物であるとしても、特定有害産業廃棄物に該当する有害物質が基準以上に含まれている産業廃棄物については、当該産業廃棄物の処理の実態として特別管理産業廃棄物と同等の取扱いが求められている。このことは合理性を欠くため、排出元等の限定措置を撤廃していただきたい。

#### 3-3 地方公共団体の判断による産業廃棄物指定制度の創設等 【要望事項 17】

市町村等の事情によって、本来は一般廃棄物として処理されるべき廃棄物(例えば個人が所有している毒劇物や空き家の残置物等)が技術や能力に着目して産業廃棄物処理業者に処理委託されることがある。施設許可の有無から、特に中間処理の現場で疑義を生じるケースもある。

このような問題を解消するため、市町村等の判断によって、当該市町村等の処理施設で処理が困難な一般廃棄物については、当該市町村等が産業廃棄物に指定できる制度を創設していただきたい。

#### 3-4 解体される建築物に放置された「残置物」の取り扱いの明確化 【要望事項 18】

解体される建築物に放置された残置物についても、要望事項 17 の内容と同様の問題を抱えている。このような残置物については、解体工事の請負に係る商習慣に従い、当該工事の一連の流れの中で取り扱われることが適当と考えられることから、当該工事の元請事業者の判断によって建設廃棄物として処理できるようにしていただきたい。

## 4 再生利用の促進に関する要望 (意見書 12 頁)

### 4-1 再生利用指定制度\*による再生資材等の広域利用の推進 【要望事項 19】

再生利用指定制度は、同指定を行った都道府県内での再生資材等(例えば建設汚泥の建設資材としての利用)の利用にとどまっているのが現状である。再生資材等の利用を促進するためには当該都道府県を越えた取り組みが必要であり、再生利用指定制度においては都道府県を越えた広域利用を可能とする制度としていただきたい。

\* 再生利用指定制度は、再生利用が確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う事業者を都道府県知事等が指定することで、処理業(収集運搬、処分)の許可を不要とする制度(廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号)。「個別指定」と「一般指定」がある。このうち「個別指定」は、事業者の申請によって、再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、再生輸送業者または再生活用業者として指定(廃棄物の種類、発生場所、利用の場所及び用途等)する。また、「一般指定」は、事業者の申請によらず、都道府県知事等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、同一形態の取引(例えば、特定の産業廃棄物の排出事業所から個別指定されたりサイクル施設への運搬等)を広く一般的に指定する。

## 5 排出事業者責任の強化に関する要望 (意見書 13~14 頁)

### 5-1 WDS ガイドライン\*\*の委託基準化 【要望事項 20】

産業廃棄物の適正処理を確保するため、特に取扱いに注意を要する特別管理産業廃棄物の性状等に関する情報については、排出事業者による処理業者への情報提供義務を強化し、WDSガイドライン(廃棄物情報の提供に関するガイドライン)の委託基準化を図っていただきたい。

### 5-2 契約品目以外の廃棄物が混入した場合の法的責任の明確化 【要望事項 21】

産業廃棄物処理委託契約書で取り決めた品目以外の廃棄物が混入していたために、処理業者に損害が生じるケースがある。この契約事項が適切に履行されるためには、排出時での分別の徹底が基本であり、その第一義的な責任は排出事業者にある。そこで排出事業者に対し、契約品目以外の廃棄物が混入したままの産業廃棄物を、処理業者に引き渡すことを禁じる法的措置を講じていただきたい。

### 5-3 産業廃棄物の適正処理に要する費用負担の徹底 【要望事項 22】

産業廃棄物の適正処理を確保するには、産業廃棄物の処理に係る環境保全上の措置に加え、処理料金のダンピング等を背景とした不適正処理への流れを防止するための措置が必要である。そこで、排出事業者に対し、不当に低い処理委託費の強制等を禁じる一般的な禁止事項を廃棄物処理法に設けるなどの措置をお願いしたい。

### 5-4 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付義務の徹底・強化 【要望事項 23】

現状においてはマニフェスト制度が十分に徹底されているとは言えず、特にマニフェストの交付義務については、約3割の排出事業者が不交付との実態が一部の地方公共団体による調査によって報告されている。このため、例えば排出事業者によるマニフェストの交付義務を委託基準化するなどの措置を講じていただきたい。

\*\*\* WDS（廃棄物データシート）は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、適正処理に必要な有害性等の性状の情報を処理業者に提供するためのデータシート。環境省は、WDS の運用方法を解説したガイドライン（WDS ガイドライン）を策定している。

## 6 処理業者の資質向上への支援に関する要望（意見書 15 頁）

### 6-1 業界が自主的に行う研修・講習等への支援措置 【要望事項 24】

処理業者の資質向上を図るため、業界が実施している各種の研修・講習等の人材育成の取り組みに関する法的位置付けと公的支援を検討していただきたい。

## 7 地方ルールに関する要望（意見書 15～16 頁）

### 7-1 意見交換等の場の設定 【要望事項 25】

地方公共団体の独自規制（地方ルール）について、国、地方公共団体、産業廃棄物処理業界、排出事業者などが意見を交換し、それぞれの課題を共有できるような場を環境省が中心となり設定していただきたい。

意見交換のテーマとしては、例えば次の課題が考えられる。

- ・住民同意（施設の設置）
- ・事前協議（施設の設置、県外からの搬入）
- ・許可申請書及び許可申請書添付書類の様式の全国統一化
- ・許可申請手続き等の電子化
- ・廃棄物該当性の判断
- ・廃棄物品目の判断            等

### 7-2 条例等の関係情報プラットフォームの整備 【要望事項 26】

環境省が現在ホームページで開設している地方公共団体の条例及び要綱等の掲示板を発展させ、例えば産業廃棄物に係る地方ルールの情報を検索できるようなプラットフォームの整備を行っていただきたい。

### 7-3 「積み置き」の判断 【要望事項 27】

交通状況等により処理施設の営業時間内での搬入が間に合わなかったなどのやむを得ない理由で、収集運搬車両に産業廃棄物を積んだ状態で一時的に駐車する「積み置き」については、産業廃棄物の「保管」とせず「運搬」の一環として取り扱っていただきたい。

## 8 その他の関連法令に対する要望（意見書 16～17 頁）

### 8-1 建築基準法第 51 条ただし書き許可\*\*\*の規制緩和 【要望事項 28】

従来施設の能力と同等の施設への更新や、従来施設に比べて環境負荷の低減が可能な施設への更新など、一定の場合における当該更新施設の設置については、建築基準法第 51 条ただし書き許可を不要とするなどの規制緩和を措置していただきたい。

### 8-2 環境配慮契約法の強化 【要望事項 29】

環境配慮契約法の契約類型の一つである産業廃棄物の処理に係る契約の実施について、国及び独立行政法人等の義務を徹底するとともに、地方公共団体等に対する義務付けを少なくとも国等と同程度に強化していただきたい。

\*\*\* 建築基準法第 51 条ただし書き許可とは、都市計画区域における産業廃棄物処理施設等の設置について、都道府県等の都市計画審議会の議を経た上で、当該都道府県等の許可を受けなければ、新築も増築も行うことができないとする立地規制の制度。

廃棄物処理法に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可を申請するには、その前提として建築基準法第 51 条ただし書き許可が必要。

以上